

交信証・取扱い規定

茨城国体・障害者スポーツ大会開催記念特別局に関連する交信証の取扱いについて以下の様に規定する。

此处で規定する交信証とは、茨城国体・障害者スポーツ大会開催に合わせて広報活動の一環として企画した茨城県内44市町村のPRを題材にした交信証を指す。

1. 此の交信証を利用出来る方

1. 此の交信証の利用を要望する局は、筑南アマチュア無線クラブ事務局に E-mail で利用申告をして下さい。
2. 此の交信証を利用出来る方は、JARL会員に限らせて頂きます。
(理由は、JARLのロゴマークを記載して承認を得ている為。)
3. 茨城県内（移動・固定は問わない。）で運用する局。
(県外在住の方が茨城県内で運用した場合でも該当運用地の物を提供します。)

2. 申告が有った場合の対応

1. 申告を頂いた場合は、此の取扱い規定を明示し、申告者の同意を得た場合のみ対応する。
2. 提供出来る範囲は、交信証のデザイン面に限る。
3. 対処する事の出来る範囲は、申告者の運用地に該当するカードのコールサインを申告者の物に書き換えてPDF形式でメール添付にて送付致します。

3. 利用者の報告義務

交信証を利用した方は、当該大会の終了後10日以内（2019年11月10日迄）に発行した数量を下記の単位で報告して下さい。

20枚・50枚・100枚・150枚・200枚・300枚・400枚・500枚。

4. 禁止事項

1. 交信証を利用する局は、記載内容を改ざん若しくは加工（出来ても）を一切禁止致します。
2. 申告者は、自局が得た交信証を自局以外の局に提供する事を禁止致します。

此の交信証のデザイン面は、茨城国体・障害者スポーツ大会実行委員会の承認（画像全体）を得て居り使用に当たっては、十分な配慮のうえにご利用下さい。

2019年02月25日 制定

印刷に当たっての注意

お送り致しました交信証を印刷する際は、プリンターの用紙サイズを必ず「**ハガキサイズ**」に設定のうえ**プレビュー画面**で確認をしてから印刷実行をされて下さい。